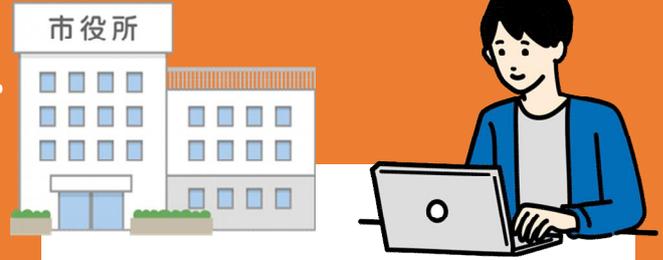


下妻市スマホ市役所

自立支援(精神通院)申請
精神障害者保健福祉手帳申請 を開始



スマホ市役所では
「いつでも・どこでも」
24時間365日手続き
が可能となります



※受付対応は、開庁時間内（平日8:30-17:15）
での対応となります

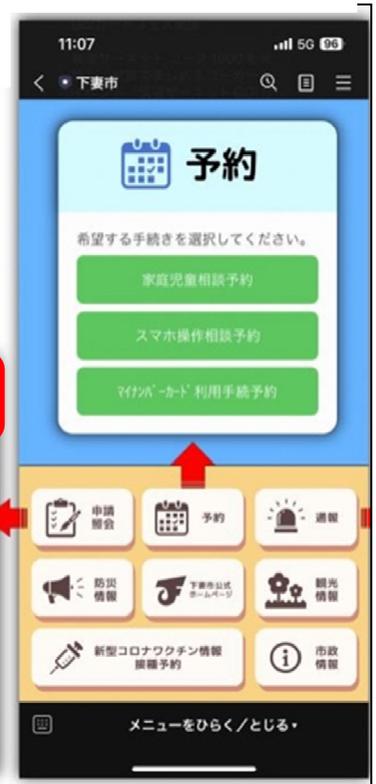
スマホ市役所の使い方は簡単！

1. 下妻市公式LINEアカウントを友だち追加してください。

2. LINE上の「申請・照会」をタップして「自立支援医療費（精神通院）申請」または「精神障害者保健福祉手帳申請」を選択してください。

3. 必要な情報を入力すると手続きが完了します。
添付書類として、医師の診断書の提出が必要な場合は、福祉課窓口または郵送にて提出をお願いします。

※申請書の本人控えは、受付後にLINE上で提示しますので、交付まで保管をお願いします。



窓口での申請も受け付けております

自立支援医療費（精神通院）制度



精神障害者保健福祉手帳制度



【問合せ】下妻市役所福祉課 TEL0296-43-8352 FAX0296-43-6750(平日8:30~17:15)